

正	誤
<p>※自宅外通学とは、あなたが生計維持者のもとを離れて生活し、かつ あなた本人の居住に係る家賃が発生している状態のことをいいます。また、「自宅外通学」の月額を選択する場合、下記設問にて①～⑤のいずれかの要件に該当する必要があります。いずれにも該当しない場合は「自宅通学（またはこれに準ずる）」を選択してください。ただし、社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から離れて生活しており、居住に係る家賃が発生している人については、※2つ目の記述にしたがってください。</p>	<p>※貸与奨学金のみ希望する人で、かつ以下のア又はイに該当する場合は、「自宅外通学」を選択し、下記設問にて</p> <p>⑤及び「支障が生じる」を選択のうえ、支障が生じる理由の入力欄に「貸与奨学金のみ希望する」旨を入力してください（①～④は選択しません）。</p> <p>ア. 2020年4月時点から進学届入力時現在まで、いずれもの生計維持者のもとから離れて通学している人（下宿等）</p> <p>イ. 社会的養護を必要とする人など、特別の事情がある人</p> <p>ア又はイに該当しない場合は「自宅通学（またはこれに準ずる）」を選択してください。</p>